

**滋賀県希望が丘文化公園活性化事業に関する競争的対話
共有認識事項**

滋賀県

令和8年9月10日（木）・11日（金）に実施しました滋賀県希望が丘文化公園活性化事業に関する競争的対話について、次のとおり共有認識事項を公表します。

No	事業者	県
1	議題：公益財団法人 滋賀県希望が丘文化公園の扱いについて	
	内容 基本協定締結後に財団と折衝することは可能か。	内容 可能とします。入札説明書第2(11)の記載を修正しますので、併せてご参照ください。
2	議題：光熱水費の使用量実績の提供について	
	内容 光熱水費の使用量実績を提供いただきたい。	内容 光熱水費の使用量実績について、令和7年度における電気・水道・ガスの毎月の検針記録表等を提供します。 なお、当該資料は、入札説明書に記載の手続きに則り、守秘義務対象資料の提供を希望した事業者に個別に提供します。
3	議題：光熱水費の支払いについて	
	内容 請求書金額が基準額に満たない場合も基準額をお支払いいただきたい。	内容 光熱水費が基準額に満たない場合においても精算を行わない（基準額を支払う）こととします。光熱水費が基準額を超えた場合は、原案のとおり超えた金額を事業者負担とします。 入札説明書（別紙3）3の記載を修正しますので、入札説明書等に関する第2回質問への回答と併せて公表した修正版資料もご参照ください。
4	議題：公園施設（新設）の供用開始	
	内容 公園施設（新設）の供用開始（R10年7月）に該当する施設は、「イ_多目的広場リニューアル(P15)」と考えてよいか。	内容 要求水準書に記載のとおり、新宿泊研修施設やキャンプサイトを除く新設施設はすべて公園施設（新設）に含まれます。そのため、これらの供用開始の期限は令和10年7月となります。
5	議題：公園施設（新設）の供用開始時期について	
	内容 スポーツゾーンの駐車場新設、園路照明の新設、中央園路の安全対策の施工時期は任意提案となるか。	内容 それらの施設は公園施設（新設）に含むため、供用開始の期限は令和10年7月となります。
6	議題：園路の整備について	
	内容 野外活動ゾーンをランニングコースとして設定した場合に、看板新設、ルート明示は可能か。 当該設備は「利用者が散策やサイクリン	内容 前段・後段ともに可能です。

	グ、その他の移動手段で移動するための必要な舗装等」と認識しているが、サービス対価Aの業務範囲としてよいか。	
7	議題：駐車場システムの設置期限について	
	内容 利用料金ゲートのような駐車場システムの導入時期に期限はあるか。	内容 駐車場システムに関しては公園施設（新設）に含むため、供用開始の期限は令和10年7月となります。
8	議題：工事の実施日について	
	内容 工事は原則として開園日・開園時間内とあるが、休園日（月曜日）に工事を実施することで、安全管理・工程管理・コスト管理上のメリットが大きい側面もあるため、県の考え方をご教示いただきたい。	内容 休園日の工事は、都度県と協議のうえ可否を決定することを想定しています。休園日は現場の管理体制が手薄になることによる防犯・安全面の懸念があるため、その点への配慮がなされることを前提に、協議のうえ工事を実施いただくことは可能と考えています。
9	議題：条例改正等に要する期間について	
	内容 開園時間、料金変更に伴う条例の変更や知事承認にかかる期間はどの程度想定しておけばよいか。	内容 利用料金の変更に伴う条例改正について、令和9年度の6月議会で議決を得る予定です。仮契約締結は令和9年4月を予定しており、提案書に記載された料金体系も参考に、議案を作成し、諮る予定です。 条例に定める料金の範囲内での料金変更については、県による承認で対応可能であり、概ね2週間程度での承認を想定しています。
10	議題：下水道設備維持管理の現況について	
	内容 「下水道設備維持管理」について、現在の状況（修繕箇所の有無、修繕計画）を確認したい。また、当初資料の劣化調査に下水道の修繕を促す所見があったため、その後の修繕実施状況および今後の修繕計画を示していただきたい。 あわせて、受変電設備・消防設備・スポーツ施設等の検証・検査資料があれば提示いただきたい。	内容 下水道設備の修繕実施箇所がわかる資料を提供します。当該資料は、入札説明書に記載の手続きに則り、守秘義務対象資料の提供を希望した事業者には個別に提供します。 電気設備の点検結果は、要求水準書（参考資料11）に、スポーツ会館の点検結果は要求水準書（参考資料10）に含まれているため参照ください。 消防設備の点検結果については、現指定管理者が紙媒体で保管しているため、必要な場合は現地にて閲覧ください。
11	議題：事業提案概要書（様式集 様式12-1）について	
	内容 A3判16枚にもわたる事業提案概要書の作成は、事業者への負担が過大ですので、A3版1枚としていただきたい。	内容 事業者負担を鑑み、事業提案概要書をA3判2枚の様式とします。 様式集「事業提案概要書」（様式12-1）の構成を修正しますので、併せてご参照ください。
12	議題：事業契約締結前の準備行為について	

	内容 事業契約の締結前に、事業者にて測量・インフラ調査を実施することは可能か。	内容 基本協定書（案）第6条に記載のとおり、事業契約締結前において、自らの費用と責任において、必要な準備行為を実施することが可能です。準備行為に測量やインフラ調査が含まれるものと考えていますが、準備行為として実施する調査にあたっては安全に実施できるものを前提とし、現場への重機の搬入や土地の形状変更を伴う行為は控えてください。
13	議題：南駐車場の運用方式について	
	内容 南駐車場について、時間制料金や障害者等減免に対応しない前払い精算機方式を導入することや駐車料金を無料化することは可能か。	内容 南駐車場については、前払い式ゲートの設置またはゲートを設置せず駐車料金を徴収しない提案も可能とします。 ただし、前払い式ゲートの場合で、短時間利用や障害者等で利用料金の減免が必要な場合には、利用者の利便性に配慮しつつ、園内施設の窓口や精算機等にて対応できる提案としてください。 また、ゲートを設置せず、駐車料金を徴収しない場合は、南駐車場に利用者が集中し、渋滞等が発生することがないように対策を講じてください。